

新宿区教育委員会会議録

平成31年第3回定例会

平成31年3月7日

新宿区教育委員会

平成31年第3回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成31年3月7日(木)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 3時06分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	酒 井 敏 男	教育長職務代理者	菊 田 史 子
委 員	今 野 雅 裕	委 員	羽 原 清 雅
委 員	星 野 洋		

欠席者

委 員 古 笛 恵 子

説明のため出席した者の職氏名

次 長	山 田 秀 之	中央図書館長	佐 藤 之 哉
教育調整課長	齊 藤 正 之	教育指導課長	長 田 和 義
教育支援課長	志 原 学	学校運営課長	菊 島 茂 雄
主任指導主事	小 林 力	統括指導主事	坂 元 竜 二
文化観光課長	小 泉 栄 一		

書記

教 育 調 整 課 主 査	平 明 生	教 育 調 整 課 係 長	勝 山 雄 太
---------------	-------	---------------	---------

## 議事日程

### 議案

- 日程第1 第7号議案 新宿区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
- 日程第2 第8号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第3 第9号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第4 第10号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第5 第11号議案 新宿区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第6 第12号議案 新宿区文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第7 第13号議案 新宿区指定文化財の指定及び新宿区登録文化財の登録について

### 報告

- 1 平成30年度新宿区教育委員会幼児・児童・生徒表彰の審査結果について
- 2 平成31年度区新入学 学校選択制度 中学校補欠登録者の繰上げについて
- 3 「第五次新宿区子ども読書活動推進計画」の策定について
- 4 その他

---

◎ 開 会

○教育長 ただいまから平成31年新宿区教育委員会第3回定例会を開会いたします。

本日の会議には、羽原委員が遅れてお見えになるほか、古笛委員が欠席しておりますが、定足数を満たしております。

本日の会議録署名者は、今野委員にお願いいたします。

なお、本日は、新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則第3条により、補助執行としている事務についての説明、報告を受けるため、後ほど文化観光産業部文化観光課長にご出席をお願いしております。

本日の進行につきましては、まず日程第1、第7号議案から、日程第5、第11号議案の説明を受け、審議をした後、日程第6、第12号議案及び日程第7、第13号議案の説明を受け、審議を行うものとします。

---

◎ 第 7号議案 新宿区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

◎ 第 8号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

◎ 第 9号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について

◎ 第10号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

◎ 第11号議案 新宿区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則

◎ 第12号議案 新宿区文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

◎ 第13号議案 新宿区指定文化財の指定及び新宿区登録文化財の登録について

○教育長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第7号議案 新宿区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」、  
「日程第2 第8号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、  
「日程第3 第9号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について」、  
「日程第4 第10号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、  
「日程第5 第11号議

案 新宿区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第6 第12号議案 新宿区文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則」、「日程第7 第13号議案 新宿区指定文化財の指定及び新宿区登録文化財の登録について」を議題とします。

第7号議案から第11号議案の説明を教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、第7号議案から第11号議案について、御説明いたします。お手元の議案概要をごらんください。

はじめに、第7号議案、新宿区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則でございます。

本件は、教育調整課内の所掌事務の変更を行うものです。

改正内容といたしましては、現在、教育調整課の管理係が担当しております教育委員会の予算、決算及び会計に関する事務について、課内の事務分担の明確化及び効率化等を目的に、平成31年度より同課の企画調整係が担当するものです。

それでは、新旧対照表をごらんください。

第12条では、教育調整課の所掌事務について定めております。

まず右側の現行のところ、管理係の項中、第15号にございます「教育委員会の予算、決算及び会計に関すること。」を下線部のとおり削除し、裏面となりますが、改正後の企画調整係の項中に、新たに第7号といたしまして、「教育委員会の予算、決算及び会計に関すること。」を設けるものでございます。

附則ですが、この規則は、平成31年4月1日から施行いたします。

議案文にお戻りいただきまして、第7号議案の提案理由ですが、教育調整課各係の担当事務の見直しに伴い、所要の改正を行う必要があるためでございます。

続きまして、第8号議案、新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてです。

本件は、扶養手当における扶養親族の認定要件について、国・都をはじめとする他団体との制度的均衡を図るため、所要の改正を行うものです。

改正内容といたしましては、扶養親族の認定に係る収入限度額を現行の年間140万円未満から年間130万円未満に変更するものです。

それでは、新旧対照表をごらんください。

第7条第2項では扶養親族の認定要件が定められており、第1号において、扶養親族として認定を受けようとする者の勤労所得、資産所得、事業所得、その他の収入の合計額が年額

140万円以上の者は扶養親族として認定することができない旨規定されておりますが、この「140万円」を「130万円」に変更するものです。

附則ですが、施行期日は、平成31年4月1日となります。

なお、経過措置といたしまして、扶養親族のうち満60歳以上の父母及び祖父母につきましては、平成31年3月31日において、年額130万円以上140万円未満で、同年4月1日以降も引き続き年額130万円以上140万円未満と見込まれる者につきましては、平成31年度に限り、扶養親族として認定するものでございます。

議案文1枚目にお戻りいただきまして、第8号議案の提案理由ですが、扶養親族の認定に係る収入限度額の見直しに伴い、所要の改正を行う必要があるためでございます。

続きまして、第9号議案について御説明いたします。なお、第9号議案から第11号議案につきましては、それぞれ関連する議案となりますので、まず改正の経緯について、まとめて御説明させていただきます。

平成30年7月に働き方改革関連法が施行されたことに伴い、労働基準法が改正され、超過勤務の上限が法律上規定されることとなりました。国家公務員におきましても人事院規則で超過勤務の上限が規定されることとなり、これらの改正を受けまして、特別区人事委員会より、各特別区においても各条例等の適切な措置を講じるよう示されたことから、教育委員会におきましても、関係する規定の整備を行うものでございます。

それでは、それぞれの議案の内容について御説明させていただきます。お手元の議案概要をごらんください。

初めに、第9号議案、新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正についてです。

本件は、国家公務員における取扱いや民間労働法制の改正等を踏まえ、教育委員会における超過勤務命令について、上限の設定を行うものです。

改正内容といたしましては、超過勤務における時間の上限等について規則に委任する旨の規定を新たに設けるほか、所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表をごらんください。

第10条では、超過勤務について定めております。ここで、新たに第2項を新設いたしまして、「超過勤務に関しその上限時間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。」旨を規定するものでございます。

また、第1項の本文において、超過勤務の略称規定を設けたことにより、同項のただし書

き及び第11条の2でも超過勤務を略称で規定する旨、文言を整理いたします。

附則ですが、第1項で、平成31年4月1日から施行することを定めるほか、この条例の一部改正によりまして、第10条の条項番号が変更されたことから、附則の第2項と第3項において、新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例及び新宿区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の引用条項の整理を行うものです。

次のページをごらんください。

初めに、新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例についてですが、第20条に新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の引用条項として「第10条」とあったものを「第10条第1項」に改正いたします。

次のページの新宿区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の新旧対照表をごらんください。第5条におきまして、同じく引用条項として、「第10条」とあったものを、こちらも「第10条第1項」に改正いたします。

議案文にお戻りいただきまして、第9号議案の提案理由でございますが、国家公務員における取扱いや民間労働法制の改正等を踏まえ、教育委員会における超過勤務命令について、上限の設定を行う必要があることから、条例の改正を申し出るためでございます。

それでは、また議案概要にお戻りいただきまして、続けて第10号議案、新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について御説明いたします。

本議案は、先ほど御説明いたしました、新宿幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の改正に伴い、超過勤務命令の上限時間についての細則を定めるものでございます。

改正内容といたしましては、超過勤務命令の上限時間について、原則として、月45時間、年間360時間とするほか、所要の改正を行うものでございます。

なお、本議案には、特記事項を付してありまして、成立要件のところですが、第9号議案による条例改正が今回の第1回区議会定例会で原案どおり可決され、かつ、この規則改正が特別区人事委員会から承認された場合に改正するという内容となっております。

それでは、新旧対照表をごらんください。

まず、第7条第1項及び第4項で、条例改正に伴う引用条項の整理を行っております。また、第7条の2といたしまして、超過勤務を命ずる時間及び月数の上限について規定を新設いたします。第1項では、超過勤務命令の上限を原則として1月45時間、年間360時間以内

とする旨を規定するほか、例外として、やむを得ない場合については、1月100時間、年間720時間以内とする規定を定めるものです。

次に、第2項では、大規模災害への対処など、教育委員会が特例業務として認めた業務については、第1項の規定を適用しないとする旨を定めるものです。

第3項では、その特例業務を命じる場合は、必要最小限のものとするほか、6カ月以内に超過勤務に係る要因の整理、分析等を行う旨を規定するものです。

第4項は、この規則に定めるもののほか、必要な事項については、教育委員会が定める旨を規定いたします。

附則ですが、この規則は、平成31年4月1日から施行するものとするほか、経過措置についても定めております。

なお、今回の改正を行うのは、区条例で適用される幼稚園教育職員に関する部分のみで、小学校及び中学校職員については適用されませんが、別途東京都においても同様の内容の規定が整備されることを確認しているものでございます。

それでは議案文にお戻りいただきまして、第10号議案の提案理由ですが、国家公務員における取扱いや民間労働法制の改正等を踏まえ、教育委員会における超過勤務命令について、上限の設定を行う必要があるためでございます。

最後に第11号議案、新宿区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則についてです。

本議案につきましては、新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正に伴い、規定を整備するものです。

本議案につきましても特記事項を付してございまして、第9号議案による条例改正が区議会で原案どおり可決された場合に改正するというものとなっております。

それでは、新旧対照表をごらんください。

第2条第1項の第2号のりにおきまして、新宿幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の引用条項として、「第10条」とあるものを「第10条第1項」に改正するものです。

附則ですが、施行期日は平成31年4月1日といたします。

議案文にお戻りいただきまして、第11号議案の提案理由ですが、新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるためでございます。



以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。

それでは、順次御質問、御意見等をお受けしたいと思います。

第7号議案について、御意見、御質問のある方、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第7号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 ありがとうございます。第7号議案については原案のとおり決定いたしました。

次に、第8号議案について、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

私から1点よろしいでしょうか。

これは他の団体、国・都と金額を合わせるという形で、扶養額を減額するということですが、今まで幼稚園だけ高かったということなのではないでしょうか。

○教育調整課長 今回、国・都を初めとする各団体もこういった改正が行われているということで、幼稚園教育職員についても同様の改正を行うものでございます。

○教育長 わかりました。

ほかに何か御質問等ありますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第8号議案について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 ありがとうございます。第8号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第9号議案について、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

ただいま、羽原委員がご到着されました。

第9号議案の質疑を行うところでございます。

いかがでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 第9号議案について、御意見、御質問等がなければ、討論、質疑を終了させていただきます。

第9号議案について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 では、第9号議案は原案のとおり決定いたしました。

次に、第10号議案についてお諮りします。何か御質問等ございますでしょうか。

1点、追加で説明をしていただければと思います。第10号議案の案件概要に、超過勤務命令の上限時間の記載があつて、表があります。このうち、表の右側ですが、幼稚園教育職員のうち、他律的業務の比重が高い職員については、1月の超過勤務命令を行うことができる時間は45時間以下ではなく100時間未満となっていますが、何か具体的に想定される業務があるのでしょうか。

○教育調整課長 通常は、欄の左側の幼稚園教育職員としての1月45時間以下、また年間では360時間以下ということでの定めとなりますが、どのようなことが想定されるかということにつきましては、恐らく緊急やむを得ない状況の中で、その業務を行わなければいけないようなことが発生した場合であると考えております。あくまでも緊急やむを得ない場合を想定しているわけですが、それが全く無いかといえ、そうとは考えられない状況もございしますので、そのためにこの右側の他律的業務の比重が高い職員というものを設定させていただいたものでございまして、通常は左側の欄を適用いたします。

○教育長 わかりました。

第10号議案について、御意見、御質問等ございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 ほかに御意見、御質問等なければ、討論及び質疑を終了させていただきます。

第10号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 では、第10号議案は原案のとおり決定をさせていただきます。

次に、第11号議案について、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

第11号議案については、条例の一部改正に伴って規定を整備するということですね。いかがでしょうか。

第11号議案について、御質問、御意見がなければ、討論、質疑を終了いたします。

第11号議案について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 ありがとうございます。第11号については原案のとおり決定いたしました。

ではここで、文化観光課長にご入室いただきます。

[文化観光課長入室]

それでは、第12号議案及び第13号議案の説明を教育調整課長からお願いいたします。

○**教育調整課長** それでは、第12号議案及び第13号議案について御説明いたします。お手元の議案概要をごらんください。

まず、第12号議案でございます。新宿区文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則についてです。

本件につきましては、本年5月1日から新元号が施行されることに伴い、現在、様式に平成の表記があるものについて、削除をさせていただくものでございます。

それでは、議案文を3枚おめくりいただき、旧様式をごらんください。

こちらの第15号様式において、右上の日付の記載欄に「平成」の表記が様式として現在も定められているため、これを削除し、新元号に対応できるように改正をするものでございます。

次のページに新様式をつけておりますが、削除して新しい元号を書き入れることができる形にさせていただくものです。

附則ですが、施行期日は、平成31年4月1日とし、4月1日以降も様式で現存するものにつきましては、必要な修正を加えた上で、当分の間、使用することができるものといたします。

議案文にお戻りいただきまして、第12号議案の提案理由でございますが、改元に伴い、規定の整備を行う必要があるためでございます。

続きまして、第13号議案について御説明いたします。

第13号議案、新宿区指定文化財の指定及び新宿区登録文化財の登録についてです。

今回は、新宿指定文化財の指定が、永心寺本堂1棟と山門1棟の計2件、新宿区登録文化財の登録が、長安寺の六地藏塔1基、1件となっております。

なお、議案の詳細につきましては、文化観光課長から御説明をさせていただきます。

○**文化観光課長** それでは、新宿区指定文化財の指定及び新宿区登録文化財の登録について、御説明いたします。

まず、1点目でございます。

新宿区指定文化財の指定です。ア、永心寺本堂一棟、答申が平成30年10月5日、答申第68号です。

種別です。指定有形文化財、建造物、指定第126号。所在地、所有者は記載のとおりでございます。

エ) の物件の説明です。本堂は享保11年の建立で、北を正面とする方丈型の平面形式をもつ。主要部分は、正面側3室、奥側3室からなる整形2列6室で構成され、これに式台玄関、背後に増築部が附属する。下のほうにお移りください。

本堂は方丈型ではあるものの、一般的な方丈建築とは異なり客殿風である。

なお、明治9年、昭和24年、平成20年に修理をした記録があり、また関東大震災時には正面の柱を補修している。昭和57年ごろに納屋と12畳間が増設された。

オ) の指定理由でございます。

4行目中ほどになります。区内では希少な江戸時代の寺院建築であり、たび重なる改修・改変を経ているが、本堂の6部屋を中心とする主要部分は当初の姿をよく残存している。江戸時代に当地に成形された寺町の景観を伝える建造物として、また区内に現存する数少ない江戸中期の寺院建築として貴重である。

続きまして、指定の2点目でございます。

イ、永心寺山門1棟、答申、平成30年10月5日、答申第68号です。

種別は、指定有形文化財、建造物、指定第127号。所在地と所有者は記載のとおりでございます。

エ) の物件の説明です。永心寺の山門は、主柱2本、控柱2本からなる薬医門形式であり、切妻屋根をかけ両脇に2棟を有する。薬医門は近世の禅院の山門として最も一般的な形式である。山門にかけられた扁額には慶応3年の年号が刻まれているものの、山門の建設に伴うものであるかは不明である。なお、本堂と山門は、建築に用いられている尺度が異なるため、建造時期は異なるものと推定される。平成19年にあく洗い工事を行っている。

オ) の指定理由でございます。区内では希少な江戸時代の山門であり、保存状態はおおむね良好である。享保11年建立の本堂とあわせて、総じて質の高い建造物と認められる。区内にて震災や戦災による被害を大きく受けずに両者がそろって残っている点は貴重であり、江戸時代以来の寺町の景観を残す例として重要である。

次に、新宿区登録文化財の登録でございます。

長安寺の六地藏塔一基です。答申は平成30年10月5日、答申第68号です。

種別は、登録有形文化財、歴史資料、登録第53号。所在地と所有者は記載のとおりでございます。

エ) の物件の説明です。長安寺の六地藏塔は、石塔の正面と両側面に六地藏を示す地藏菩薩立像を各2体ずつ彫っている。背面の銘文によれば、弘化2年1月24日に発生した青山の大火の犠牲者を弔うため、翌弘化3年10月に建立された。青山の大火は火元である青山権田原（現在の港区）より南へ燃え広がり、翌日には海へ到達した。数百人が焼死、水死し、赤羽橋には罹災者のためのお救い小屋が設置されたという。総高は105.5センチメートルである。

なお、伝承によれば、大火の折、長安寺門前の地藏菩薩像前で火勢がとまり、四谷方面を大火から救ったという。この伝承に登場する地藏菩薩像は現存しないが、現在、六地藏塔の脇には、古い墓石に「火伏地藏」と改刻した石塔が立っている。

オ) の登録理由でございます。2行目中ほどです。地藏菩薩立像を左右正面に2体ずつ彫った造形は極めて珍しく、希少である。本塔は江戸時代に周辺地域を襲った災害の記憶をとどめる資料として、また希少な造形を持つ石像物として貴重である。

2の決定後の取扱いでございます。

教育委員会で決定後、新宿区文化財保護条例第5条第2項及び第7条第2項の規定により告示を行い、あわせて警察・消防等の関係機関に通知をいたします。

また、告示後、所有者に指定書・登録書を交付するとともに、文化財説明板を設置いたします。また、情報発信につきましては、区の広報紙、ホームページ等で紹介するとともに、区で作成しております観光ガイドマップに掲載してまいります。

内容の説明は以上でございます。

○**教育調整課長** 第13号議案の提案理由でございますが、新宿区文化財保護審議会から答申のあった文化財について、新宿区文化財保護条例第5条に基づき、新宿区指定文化財に指定し、及び同条例第7条に基づき、新宿区登録文化財に登録するためでございます。

説明は以上となります。

○**教育長** 説明が終わりました。

第12号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

○**今野委員** 平成ももう終わるということで、当然の改正かと思えますけれども、今後、記載は西暦でもいいのでしょうか。それとも、新しい元号になったら、その元号を申請する側が記入するのでしょうか。どちらでもよいものと思えますのと、それからこの類のものと、平成の表記を削除しなければならないものがほかにもあるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○教育調整課長 今回、ほかの規則等についても、こうした様式に平成という表記があるのではないかということで、確認をしましたところ、教育委員会に付議すべきものとしては、本件のみでした。

また、記載は和暦か西暦かというご質問でございますが、現在、区においては、様式の中で特に定めがなければ、和暦表記、西暦表記、どちらでも可として取り扱っているものでございます。様式の中でどちらか一方に定めると、それで表記をしていただくこととなりますが、その表記がないということで、取り扱いについては自由に記載ができるものと考えております。

○教育長 そのほか、御意見、御質問はございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 ほかに御意見、御質問等なければ、討論及び質疑を終了させていただきます。

第12号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第12号については原案のとおり決定いたしました。

次に、第13号議案について、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

○羽原委員 長安寺の六地藏塔は、この囲い方ですと、見せてもらえるのでしょうか。かなりくっきりと残っているので、野外に置いてあったとすれば、相当立派に残っていると思うんですよね。これを見ることが可能かどうか、もしわかったら教えてください。

○文化観光課長 長安寺の六地藏塔ですけれども、こちらは野外に設置しておりまして、どなたでも自由にごらんいただけるようになっております。裏側につきましては竹の囲いがございますので、少々見にくい部分もありますけれども、全体的には見やすいような形で設置してございます。

○教育長 私も見に行きましたけれども、どなたでも見ていただけます。裏は竹の囲いがありますが、3面6体は見られます。

○羽原委員 きれいに残っていますね。

○教育長 13号議案の添付資料として地図をつけてありますので、よろしければご覧いただければと思います。

ほかに何か御質問等ございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 では、第13号議案について、御質問、御意見等なければ、討論及び質疑を終了させ

ていただきます。

第13号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 ありがとうございます。

第13号議案は原案のとおり決定いたしました。

以上で本日の議案を終了させていただきます。

文化観光課長には、ここでご退席いただきます。ありがとうございました。

[文化観光課長退席]

---

◆ 報告1 平成30年度新宿区教育委員会幼児・児童・生徒表彰の審査結果について

◆ 報告2 平成31年度新入学 学校選択制度 中学校補欠登録者の繰上げについて

◆ 報告3 「第五次新宿区子ども読書活動推進計画」の策定について

○教育長 次に、事務局から報告を受けます。

報告1から報告3について説明を受け、質疑を行います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○教育支援課長 それでは、報告1、平成30年度新宿区教育委員会幼児・児童・生徒表彰の審査結果について、御報告いたします。

これは、新宿区教育委員会幼児・児童・生徒表彰実施要項に基づき、新宿区における学校教育の一層の充実及び新宿区在住の幼児・児童・生徒の健全育成に資するために幼児・児童・生徒を表彰するもので、毎年実施しています。

区立学校等からの推薦があった表彰候補の団体、個人について、2月5日に開催した審査会で資料報告1にあります推薦基準別に審査し、決定したものです。

表彰者は、団体が小学校2件、中学校2件の計4件。個人が小学生8名、中学生4名の計12名となりました。

団体、個人の名称、表彰基準、内容は、資料報告1に記載のとおりでございます。

なお、推薦基準(2) 対外活動・コンクール等における著しい成果についての表彰の目安は、東京都で入賞以上としておりまして、当該大会コンクール等の規模、参加団体等も考慮して、審査決定したものでございます。

今後については、3月14日に教育センターにて表彰式を行います。また、区のホームページに掲載するとともに、4月に発行を予定しております「しんじゅくの教育」にも掲載し、広く区民の皆様にもお知らせする予定でございます。

報告は以上です。

○教育長 続いて、報告2について、説明をお願いします。

○学校運営課長 それでは、報告2、平成31年度新入学学校選択制度中学校補欠登録者の繰上げについて、御報告させていただきます。

資料を御参照ください。抽選校の繰上げの状況でございます。

平成31年度中学校入学予定者を対象とした学校選択の抽選となった学校、牛込第三中学校、西早稲田中学校、落合中学校、新宿西戸山中学校につきましては、2月15日に補欠登録者繰上げを行わせていただきました。資料の表がその結果となっております。

まず、牛込第三中学校ですが、定員120名に対しまして繰上基準は105名と設定させていただいております。。こちらは過去のデータなどから、今後の転入者等による増減を推計した結果、入学までに定員数を上回らないと判断した数でございますが、これに対しまして、2月15日現在の入学予定者数が119名ということで、補欠登録者9名の方は繰上げができないこととなりました。なお、抽選時の補欠登録者者の人数は15名でございました。

続きまして、西早稲田中学校です。定員160名に対しまして、繰上基準は140名と設定させていただいております。2月15日現在の入学予定者数は158名ということで、補欠登録者8名の方は繰上げができないこととなりました。なお、抽選時には補欠登録者は7名でございましたが、途中転入者がございまして、転入者で御希望される場合は、締め切り後に追加ができるということで、結果、当日は8名の補欠登録者となったものでございます。

続きまして、落合中学校です。定員120名に対しまして、繰上基準は105名と設定させていただいております。2月15日現在の入学予定者数は109名ということで、補欠登録者7名の繰上げは全員できない状況となっております。なお、補欠登録者の抽選時につきましては9名の登録がございました。

最後に、新宿西戸山中学校でございますが、定員160名に対しまして、繰上基準140名の設定となっております。2月15日現在の入学予定者数が96名ということで、補欠登録者7名全員が繰上げとなったところでございます。なお、抽選時の補欠登録者数は9名でございました。

なお、この結果につきましては、2月19日以降、補欠登録者の方に郵送で通知をさせてい



ただきまして、2月15日をもって補欠登録の全員分を解除しまして、補欠の番号は無効とさせていただきますところでございます。

以上で報告を終わります。

○教育長 続いて、報告3について御説明をお願いします。

○中央図書館長 それでは、報告3「第五次新宿区子ども読書活動推進計画」の策定について、御説明いたします。

この第五次計画は、現在の平成31年度までの第四次計画の次の計画でございます。

1の第四次計画の総括をごらんください。

第四次計画の総括につきましては、子ども読書活動推進会議の中で、順調に進捗中とされているところでございます。1枚おめくりしていただきまして、別紙1をごらんください。この推進会議でございますが、計画の策定、進捗状況、普及啓発等について協議する会議体でございます。学識経験者やPTAの方などで構成されております。委嘱期間は2年間でございます。

1枚目にお戻りください。2の第五次計画策定に向けたこの推進会議の委員の意見を3点ほどまとめたものがございます。

1つ目が、読書を通じて「生きる力と豊かなこころを育む」などの視点が大事だということと、2つ目として、ICTと本の両方の長所を活用することなどが大きな方向性となること。3つ目として、新しい学習指導要領の「主体的、対話的、深い学び」の実現に向けて、読書環境の充実を図るべきというような御意見をいただいております。

その下には第五次計画の策定課題について記載してございまして、策定手法、内容、計画の構成等の課題を考えたところがございます。

裏面をごらんください。

この課題に対しまして、計画の方向性として、構成については3点、具体的にはICTにも触れること、目標を明確化すること、また、国や東京都の計画との整合性を図ることを考えているところがございます。

また、事業のあり方については、(2)のところでございますが、①では先ほどのICTと本の長所の活用や、②の発達段階別の支援等の取組、あるいは③の中学・高校生への支援の充実などを考えているところがございます。

4の策定の方法でございますが、この推進会議の意見を聴取しつつ、今後、区役所内に策定委員会を設置し、検討していくということで、別紙2、策定委員会の要綱をごらんくださ

い。第3条に（組織）として構成員14名を記載してございます。この委員は、現在の第四次計画で行っている64事業の所管部署、あるいは事業に協力していただいている部署の職員となってございます。

1枚目の裏面にお戻りいただきまして、4（2）ですが、策定に向けた各段階で、教育委員の皆様には、都度、御説明をしていきたいと考えております。素案やパブリック・コメントの実施、あるいはパブリック・コメントの実施結果等々について御報告し、御意見を伺いながら、内容を反映していく予定でございます。

5の策定スケジュールでございますが、2月に策定委員会を立ち上げました。3月から8月にかけて検討し、8月までには素案をまとめる予定でございます。その後、9月から10月にかけてパブリック・コメントを実施しまして、12月に計画の原案の確認、来年2月に計画を決定していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○**教育長** ありがとうございます。報告が終わりました。

それでは、報告1について、御意見、御質問のある方はお願いいたします。

○**菊田委員** 小学校ではいろいろな学校から推薦が挙がっているんだなと思いますけれども、中学校の部が落合第二中学校だけになっています。実際は落合第二中学校だけだったということはなかったらうと、頑張ったお子さんたちがきっとほかにもいらしたらうと想像するわけですが、推薦がなかったということなんでしょうか。

○**教育支援課長** 今回、まず団体につきましては4件の推薦がありまして、4件とも表彰適となっております。

個人については、小学生の推薦が16名ありまして、そのうち8名が表彰適、また、中学生の推薦が5名がありまして、そのうち4名が表彰適となりました。

団体の場合は長期的、継続的な福祉活動ということでございますので、学校長からの推薦に基づきまして、基本的には、これまでもこのような形で表彰適となることがほとんどでございます。

基本的には、学校からの推薦に基づき、審査を行って、結果が出ているというものでございます。

○**菊田委員** 個人表彰のことを申し上げているのですが、4人が4人とも落合第二中学校の生徒さんなので、ほかの学校からも生徒の推薦があったならば、きっとその生徒さん方も表彰の対象になっただらうと思いますので、全ての学校からしっかり推薦をしていただけるよう

に、ほかの学校に対しても、ぜひ校長先生方への働きかけを徹底していただければと思います。

落合第二中学校は、よく先生方が子どもたちに目を配られて、これだけの数の推薦を挙げてこられたということですから、日ごろ、子どもさんたちをよく見ていらっしゃるんだなという印象を受けます。

入学を予定されている保護者の皆さんには、ぜひ学校に足をお運びになって、子どもさんと先生方とのかかわりを見ていただければいいなと思います。

以上です。

○**教育支援課長** 個人の推薦につきましては、ただ今ご指摘のとおり、落合第二中学校から5名の推薦がありまして、そのうち4名が適となったということでした。

○**教育長** 菊田委員からご発言があったように、同じような成果を上げていた子どもたちがいるとすると、残念な話なので、教育支援課長、また教育指導課長も、よくよくその趣旨を徹底していただきたいと思います。

○**羽原委員** これを見ると、落合第二中学校は運動にしても、文化的なことにしても、相当いい学校だなという印象です。だめな学校を前提とした比較の意味で言うのではありませんよ。ただ、特定の学校がすごく優れているのかな、という印象を持つわけですが、では、落合第二中学校の教育は相当個性的に、個人の能力を開発しているのかな、というふうにも取れるわけです。過去の事例からして、落合第二中学校で、何か特別に行ってきたと言えるようなことがあるのですか。それとも、先生方の目配りとか、そういうことなのですか。

○**教育支援課長** 昨年の表彰の中学生の個人部門を見ますと、牛込第二中学校、四谷中学校、西新宿中学校、新宿中学校、新宿西戸山中学校ということで、落合第二中学校からの表彰はなかったというところがございます。このことにつきましては、全校に同じように推薦の依頼をしまして、候補者を挙げていただいているところがございます。

○**羽原委員** 落合第二中学校の教育は、こういった成果が上がるような、何か個性的な教育方針があるのか。それを聞きたかったのですが。

○**教育指導課長** 落合第二中学校の指導が、ほかの学校と比べて特に大きく特徴的であるということはないと捉えております。ほかの学校でも、子どもたちのよさを高めるような教育をさまざま行っておりますので、各学校が子どもたちのいいところをしっかりと表彰していく制度であるということの認識を深めていく必要があるかと思います。この制度の周知について、今後徹底していくことに努めてまいりたいと思います。

○今野委員 13番の生徒さんの場合ですけれども、スクラップコンクールでベストテーマ賞と  
いうことですが、どんなテーマが評価されたのか、分かれば教えていただけますか。

○教育支援課長 こちら、詳細なテーマの中身までは、今すぐに分かりませんので、後ほど、  
ご対応させていただきたいと思います。

○教育長 わかりました。後ほど資料提供をお願いします。

16番の生徒さんもそうですね。併せて資料提供をよろしくをお願いします。

○羽原委員 参考として記載されている、東京都教育委員会の児童・生徒等表彰の児童さんで  
すが、このアイスホッケーというのは、地域のクラブチームとか、何か別の仕組みですか。

○教育支援課長 この児童については、確認しましたところ、部活動ではなく、個人でクラブ  
チームに所属しているということでございます。

○教育長 よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 では、報告1については以上とさせていただきます。

次に、報告2について御意見、御質問のある方はお願いいたします。

[発言する者なし]

○教育長 なければ、報告2について、質疑を終了いたします。

次に、報告3について、御意見、御質問のある方はお願いいたします。

○羽原委員 四次計画や五次計画が、何年度から何年度までの、何年間の計画だという基本的  
なところの記載がないのだけれども、これは書いておかないと、一般の人はまずわからない  
と思いますよ。

○中央図書館長 現在の第四次計画は平成28年度から31年度までの4年間でして、今回策定す  
る第五次計画が平成32年度から35年度までの4年間でございます。第一次計画こそ平成15年  
度から19年度までの5年間でしたが、第二次計画は平成20年度から23年度、第三次計画は平  
成24年度から27年度ということで、4年ごととなっております。

○教育長 では、計画期間が分かるように、対応してもらえればと思います。

ほかに何かございますでしょうか。

私から1点、ちょっと気になったのだけれども、簡単でいいのですが、ICTと本の両者  
の長所について、ICTの長所は何で、本の長所は何だというふうに整理したのですか。

○中央図書館長 委員の方からは、とかくICTは、読書という観点から見ますと、十分では  
ないのではないかとの懸念もございます。ICTはやはり便利で、電子書籍等もだんだん普

及しております。あるいは調べ学習の中でも、インターネットを使っていくということもございます。一方で、読書といえば紙の本をめくっていくというイメージや良さがあります。紙の本とICT、これらは使い勝手の異なるソースということでございますので、紙だけを取り扱うのではなくて、電子データも一緒に取り扱っていくべきとの御意見があったかと思えます。

○羽原委員 ICTやSNSは、合理的ではあるけれども、自分で考えるとというよりは受け身の姿勢や、情報に同化していくという性質があるかと思えます。基本的に文化や教養のあり方としては、本とICTにはそれぞれにプラスの面とマイナスの面があるわけで、学校教育においても、そういうプラスの効果とマイナスの部分をわきまえて使っていかなければならない。ICTは確かに便利ではあるが、学生の論文なんかを見ている、ウィキペディアを読んでいるような、妙に不自然に整っている文章は、出典を探してみるわけですよ。そうすると、ウィキペディアのようなものを元に、少し項目やタイトルを変えてみたり、ごまかそうとしているものがあるけれども、学習とはそういうことじゃない。

だから、本のよさと、機械的なよさ、この長所、短所をわきまえた教育、図書館も含めた教育の基本ができていないと、いくら朝読書などの取組を進めようとしても、その長所と短所を理解していないと、成果は上がらないと思えますよ。そのところをぜひ踏まえていただければと思います。

○中央図書館長 ただ今の委員の御意見を踏まえて、第五次計画を策定していきたいと考えてございます。

○教育長 ほかに何かございますでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 なければ、報告3については質疑を終了いたします。

---

#### ◆ 報告4 その他

○教育長 次に報告4、その他ですが、事務局から何か報告がありますでしょうか。

○教育調整課長 特にございません。

---

#### ◎ 閉 会

○教育長 それでは、以上で報告事項を終了し、本日の教育委員会を閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

---

午後 3時06分閉会